



## 第2章 略

### 第3章 施工管理

#### 1. ～6. 略

#### 7. 許可条件の標示等

警察署、消防署等の協議事項及び許可条件などは、代理人が常に携帯していること。

又、現場には「建設業の許可を受けたことを示す標識」(建設業法40条、同法施行規則第25条)及び「労災保険に係る標識」(労働者災害補償保険法施行規則第49条)並びに「建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識」を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。(別添図2の標識の参考例による)

下請負代金額にかかわらず下請負契約を行った場合には施工体系図を公衆の見やすいところに掲示しなければならない。

再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)しなければならない。

#### 8. ～24. 略

### 第4章 略

#### 10. 適用日

この仕様書は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約した工事について適用する。

別添表1～様式-6 略

## 第2章 略

### 第3章 施工管理

#### 1. ～6. 略

#### 7. 許可条件の標示等

警察署、消防署等の協議事項及び許可条件などは、代理人が常に携帯していること。

又、現場には「建設業の許可を受けたことを示す標識」(建設業法40条、同法施行規則第25条)及び「労災保険に係る標識」(労働者災害補償保険法施行規則第49条)並びに「建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識」を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。(別添図2の標識の参考例による)

さらに、下請負代金額にかかわらず下請負契約を行った場合には施工体系図を公衆の見やすいところに掲示しなければならない。

(新設)

#### 8. ～24. 略

### 第4章 略

#### 10. 適用日

この仕様書は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に契約した工事について適用する。

別添表1～様式-6 略